

京 都 大 学 国 際 交 流 推 進 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (業務) 第 2 条 機構は、京都大学における国際交流の推進を図るための全学組織として、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) <u>海外の教育研究機関、国際機関及び国際学術組織との連携による学術交流及び留学生交流その他全学的な国際交流事業の企画及び実施</u> (2) 部局が実施する国際交流事業の支援 (3) <u>その他本学の国際交流の推進に関し必要な業務</u> 2 <u>国際部は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。</u> 3 <u>国際交流センターは、機構が行う第 1 項各号に掲げる業務の支援を行う。</u></p>	<p>(前 略) (業務) 第 2 条 (同 左) (1) 全学的な国際交流事業の企画及び実施 (2) (同 左) (3) <u>全学的な国際教育の企画及び実施</u> (4) <u>外国人留学生に対する日本語、日本文化等の教育及び外国人研究者の日本語習得に関する支援</u> (5) <u>外国人留学生及び海外留学を希望する学生に対する修学及び生活上の指導助言並びに外国人研究者に対する生活上の助言</u> (6) (同 左)</p>
<p>(中 略)</p>	<p>(協議会) 第 4 条 <u>機構に、その重要事項について審議するため、協議会を置く。</u> 第 5 条 <u>協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</u> (1) <u>国際交流担当の理事</u> (2) <u>機構長</u> (3) <u>副機構長</u> (4) <u>部門長及びセンター長 (第 1 8 条第 3 項に定めるものをいう。第 1 0 条第 1 項第 8 号において同じ。)</u> (5) <u>機構の専任の教授</u> (6) <u>研究国際部長</u> (7) <u>研究国際部国際交流課長及び研究国際部留学生課長</u> (8) <u>その他機構長が必要と認めた者 若干名</u> 2 <u>前項第 8 号の委員は、機構長が委嘱する。</u> 3 <u>第 1 項第 8 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(国際交流委員会)</p> <p><u>第4条</u> 機構に、京都大学における国際交流に関する重要事項(国際教育プログラム委員会の所掌に属するものを除く。)を審議するため、国際交流委員会を置く。</p> <p><u>第5条</u> 国際交流委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 国際交流担当の理事</p> <p>(2) 機構長</p> <p>(3) 副機構長</p> <p>(4) 研究科の教授又は准教授 各1名</p> <p>(5) 研究所の教授又は准教授 各1名</p> <p>(6) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(7) 附属図書館長</p> <p>(8) 国際交流センター長</p> <p>(9) 国際部長</p> <p>(10) 国際部国際交流課長及び国際部留学生課長</p> <p>(11) その他機構長が必要と認めた教授又は准教授 若干名</p> <p>2～3 } (略)</p> <p><u>第6条</u></p> <p><u>第7条</u> 国際交流委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。</p> <p>2 小委員会には、必要に応じて<u>第5条第1項</u>の委員以外の者を、その委員として加えることができる。</p> <p>3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、小委員会の組織</p>	<p><u>第6条</u> 機構長は、協議会を招集し、議長となる。</p> <p><u>第7条</u> 協議会に、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、協議会の定める事項について審議するとともに、機構長の補佐機関として機構の業務の実施に必要な措置を執る。</p> <p>3 協議会は、その定めるところにより、幹事会の議決をもって、協議会の議決とすることができる。</p> <p>4 幹事会は、<u>第5条第1項</u>の協議員のうちから機構長の指名する者で組織する。</p> <p>5 機構長は、幹事会を招集し、議長となる。</p> <p><u>第8条</u> 前3条に定めるもののほか、協議会及び幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p style="text-align: center;">(国際交流委員会)</p> <p><u>第9条</u> 機構に、京都大学における国際交流に関する重要事項について機構長の諮問に応ずるため、国際交流委員会を置く。</p> <p><u>第10条</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8) 部門長及びセンター長</p> <p>(9) 研究国際部長</p> <p>(10) 研究国際部国際交流課長及び研究国際部留学生課長</p> <p>(11) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2～3 } (同 左)</p> <p><u>第11条</u></p> <p><u>第12条</u></p> <p>2 小委員会には、必要に応じて<u>第10条第1項</u>の委員以外の者を、その委員として加えることができる。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4</p>

改 正 前	改 正 後
<p>及び運営に関し必要な事項は、国際交流委員会が定める。</p> <p>第 8 条 } 第 9 条 } (略) 第 10 条 }</p> <p>第 11 条 (略) (運営委員会)</p> <p>第 12 条 機構に、その運営に関する事項について機構長の諮問に应ずるため、運営委員会を置く。</p> <p>第 13 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 機構長 (2) 副機構長 (3) 国際交流委員会委員長 (4) 国際教育プログラム委員会委員長 (5) 国際交流センター長 (6) 国際交流委員会の委員 若干名 (7) 教育推進部長及び国際部長 (8) 国際部国際交流課長及び国際部留学生課長 (9) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第 6 号及び第 9 号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第 1 項第 9 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 14 条 第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、運営委員会の場合に準用する。</p>	<p>第 13 条 } 第 14 条 } (同 左) 第 15 条 }</p> <p>(留学生奨学金選考委員会)</p> <p>第 16 条 機構に、京都大学における留学生を対象とした奨学金に関する事項を審議するため、留学生奨学金選考委員会を置く。</p> <p>2 留学生奨学金選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が定める。</p> <p>第 17 条 (同 左)</p> <p>(部門及びセンター)</p> <p>第 18 条 機構に、国際企画連携部門及び国際交流センターを置く。</p> <p>2 国際企画連携部門、国際交流センター及び研究国際部は、第 2 条各号（国際企画連携部門及び研究国際部については第 4 号を除く。）に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3 国際企画連携部門に部門長を、国際交流センターにセンター長を置く。</p> <p>4 部門長及びセンター長は、京都大学の教職員の</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(機構に関する事務)</p> <p><u>第15条</u> 機構に関する事務は、<u>国際部</u>において行う。</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第17条</u> この規程に定めるもののほか、<u>本学の国際交流の推進</u>に関し必要な事項は、<u>国際交流委員会</u>の議を経て機構長が定める。</p>	<p><u>うちから、協議会の議を経て、機構長が指名する。</u></p> <p><u>5 部門長及びセンター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。</u></p> <p><u>6 部門長は部門の、センター長はセンターの業務をつかさどる。</u></p> <p><u>(専門委員会)</u></p> <p><u>第19条</u> 機構に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。</p> <p><u>2 専門委員会に関し必要な事項は、機構長が定める。</u></p> <p>(機構に関する事務)</p> <p><u>第20条</u> 機構に関する事務は、<u>研究国際部</u>において行う。</p> <p><u>第21条</u> (同 左)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第22条</u> この規程に定めるもののほか、<u>機構</u>に関し必要な事項は、<u>協議会</u>の議を経て機構長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 京都大学国際交流センター規程(平成16年達示第51号)は、廃止する。</p>